

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第14回 タイ

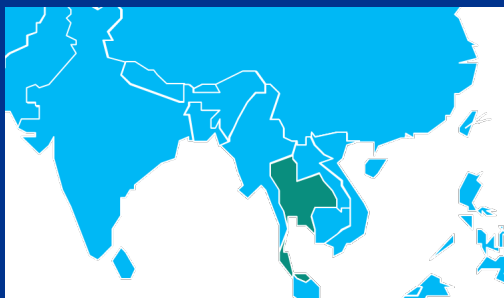
2023年 1月

タイの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15

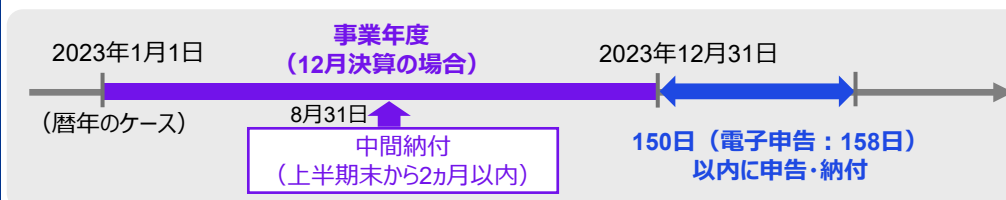
税制概要



- ・ タイ王国の政治体制は国王を国家元首とする立憲君主制であり、国政の最高責任者は首相が担っている。議会は上院・下院の2院制である。タイ王国の地方行政は77県に区割りされており、首都はバンコクである
- ・ 言語：タイ語
- ・ 通貨：バーツ（THB）
- ・ 居住法人：タイ公開会社法または民商法典下で登記された法人
- ・ 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- ・ 日本との租税条約：あり
- ・ 日本との社保協定：なし
- ・ 中央政府税務当局の名称：歳入局（Revenue Department）

法人所得税（Corporate Income Tax）

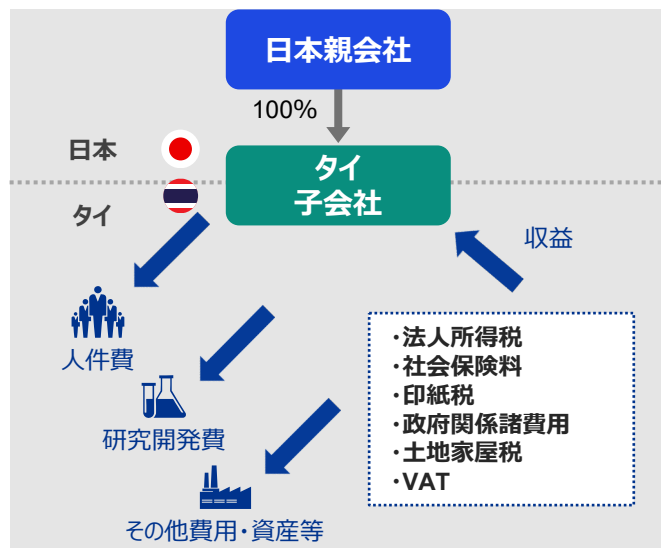
税率 (含むキャピタルゲイン)	20% 特定のプロジェクトや中小企業には軽減税率が設けられている。
課税年度	事業年度（任意の12ヵ月間）
申告納付期限	事業年度末日から150日以内（電子申告の場合には、158日以内）（確定申告および納付の期限の延長は認められない）



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

社会保険料	雇用主の負担割合は、被雇用者の月額賃金の5%（上限THB 750）である。タイで雇用される外国人（駐在員を含む）に関しても、社会保障基金に拠出する義務がある。
印紙税	広範な文書や一定の取引に対して課される。固定による印紙税率は文書記載金額につきTHB 1～200。株式譲渡も課税対象とされ、譲渡価額に0.1%の税率で課される。
政府関係諸費用	民間企業の設立登記には、一律THB 5,000が課せられる。また、定款の提出手数料は、一律THB 500である。
土地家屋税	毎年1月1日時点の土地、建物またはコンドミニアムユニットの所有者に対し、その評価額を課税標準として、利用目的（農業用、居住用、商業地、空地も含む）に応じて税率0.15～3%が課税される。（納税は同年4月末日までに行う必要がある）
付加価値税	タイで販売・消費される広範囲な物品とサービスおよび物品・サービスの輸入に対し課される。税率は7%である。

事業課税（事業期間中）（1/2）



中小企業の特例

- ✓ 中小企業とは、各事業年度の末日における払込資本金がTHB 500万以下、年間の収入金額（売上）がTHB 3,000万以下の条件を満たす会社をいう
- ✓ 中小企業の税率は下記のとおりである

課税所得の区分（THB）	区分ごとの法人所得税率（%）
1～300,000	0
300,001～3,000,000	15
3,000,001～	20

- ✓ また、土地を除く固定資産がTHB 2億以下で、従業員200人以下の会社には、パソコン・工場建物・機械装置に関する特別償却を適用することが認められている

タイ法人所得税

税率	20%
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算定する。
欠損金	繰越期限 5年間 繰戻し 不可
キャピタルゲイン・ロス	・ キャピタルゲインは通常の所得と合算して、同じ法人税率で課税される ・ キャピタルロスは、キャピタルゲインと通常の所得に区別がないのと同様、通常の損失に含まれ損金算入される ・ 不動産を売却した法人は、譲渡対価に対して1%の税率で源泉税が課税される ・ ベンチャーキャピタルが得る、中企業、小企業株式の譲渡に係るキャピタルゲインは、一定の要件を満たした場合は免税となる
中間納付	中間納付は、年度に見込まれる課税所得を基礎として計算される税額の2分の1を、中間期末日から2ヵ月以内に納付しなければならない。確定申告・納付の際、中間納付額をその事業年度の年税額から控除する。
法人所得税債務の時効	5年間（原則：税法上の時効） 10年間（民商法に基づく租税債務に係る消滅時効）
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない。

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益

- (+) 益金算入項目
- (+) 損金不算入項目
例：交際費
- (-) 益金不算入項目
例：受取配当金
- (-) 損金算入項目

当期課税所得

- (-) 税務上の繰越欠損金

課税所得

- (×) 法人所得税率

法人税額

- (-) 源泉税額
- (-) 中間納付税額

差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則	会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である。
交際費	THB 1,000万を上限に、 総収益または払込資本金のいずれか大きい金額の0.3%まで 損金に算入できる。
租税	法人所得税と付加価値税を除き、すべての税金は損金に算入できる。
準備金および引当金	- 不確実性に備えた引当金や準備金は損金に算入できない - ただし、一定の貸倒損失は損金算入可能である
寄附金	慈善団体等への寄附金は純利益の2%を限度として損金に算入できる。
固定資産の償却費	- 規定された償却率の上限を超過しない限り、一般に認められている減価償却方法（定額法、定率法、級数法）はいずれも採用できる - いったん採用した償却方法・償却率は、歳入局長の変更の承認を得ない限り、継続して適用しなければならない
受取配当	- 内国法人からの配当について、一定の要件を満たす配当は、全額または50%益金不算入となる - 外国法人からの配当は原則として課税対象となり、外国税額控除の対象となる。一定の要件を満たす配当は全額益金不算入となるが、この場合、外国税額控除は適用できない
損金不算入の費用	個人的な費用、法人所得税、引当金の繰入額、違約金、罰金

事業課税（資金注入、資金還流時）



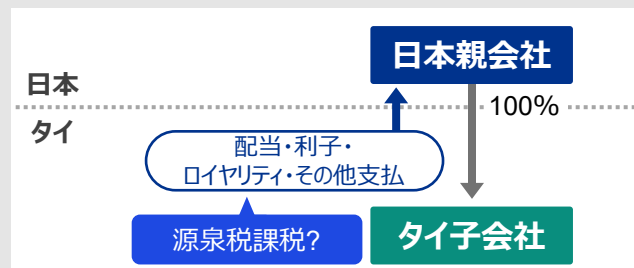
資金注入した場合の留意点

- 過少資本税制は無い。(BOI (Board of Investment) 投資奨励を申請する場合は、総負債が純資産の3倍以内であることが求められる)



利益の送金および関連者取引

- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - ・配当：10%
 - ・利子：15%
 - ・ロイヤリティ：15%
- 日本への支払等については日泰租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）はない）
 - ・配当：10%
（日泰租税条約の制限税率は20 / 15%）
 - ・利子：15%
（日泰租税条約の制限税率は25%）
 - ・ロイヤリティ：15%
（日泰租税条約の制限税率）
- 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率10%）の対象となる



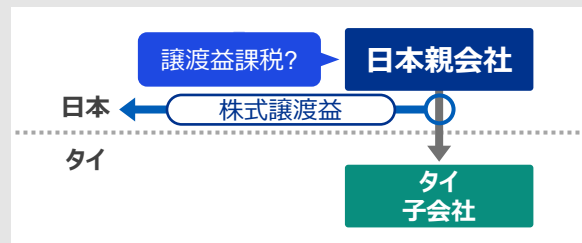
- 投資奨励により法人税が免除された利益から支払われる配当で、その法人税の免税期間終了日から6か月以内に支払われるものは、その配当を受領する以下の株主の区分に応じ、それぞれの税金が免除される。
 - ・タイ国内の法人：配当にかかるタイの源泉税および法人税
 - ・タイ国内の個人：配当にかかるタイの源泉税および個人所得税
 - ・非居住者・外国法人：配当にかかるタイの源泉税
- <要件>
配当を決議した株主総会の議事録および株主に交付する配当通知書に投資奨励により法人税が免除された利益から支払われる配当であることを明記する。

事業課税（撤退時）



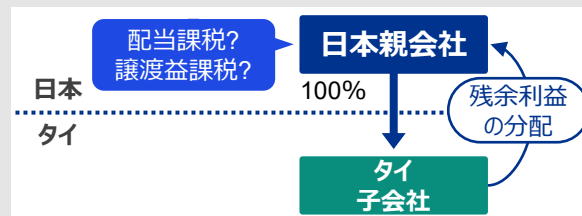
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- タイで事業活動を行っていない外国法人が稼得するキャピタルゲインでその対価がタイ法人へ支払われたものは、譲渡益の15%の源泉税が課される。ただし、譲渡先が外国法人である場合には、15%の源泉税は課されず、タイでの課税はない



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、留保利益の分配については、通常の配当に係る源泉税10%とは異なり、15%の源泉税が課される。なお日泰租税条約では制限税率が15%となっているため、租税条約の適用によっても当該源泉税率の引き下げはない
- また、残余財産のうち、資本金相当の分配が投資簿価を超える金額について、15%のキャピタルゲイン税が課される（日泰租税条約により、タイには課税権あり）



納税要件・課税範囲



			居住法人		非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲			全世界所得			タイ源泉所得が課税の対象となる。事業所得は、日本企業の場合、PEがある場合に課税対象となる。
投資先	居住法人	配当等	- 以下の要件を満たす配当は非課税となる ① 分配の前後各3ヵ月以上議決権株式の25%以上を所有 ② 配当支払法人が配当受領法人の株式を所有していないこと - その他のタイ法人からの配当は50%が非課税となる ※配当金の受取会社が上場企業の場合、配当の全額は非課税			（子会社からの配当）10%の源泉税が課される （タイPEから外国本店への利益送金）支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率10%）の対象となる
		株式等の譲渡	譲渡利益	通常の課税所得として20%で課税される。		タイ法人に譲渡する場合、15%の源泉税課税対象となるが、外国法人に譲渡する場合は、源泉税もタイ法人所得税も課されない。
			譲渡損失	通常の損失と同様損金算入される。		
	非居住法人	配当等	議決権株式の25%以上を配当受領前6ヵ月以上保有する法人から受ける配当金で、法人所得税の法定税率15%以上の国に居住する法人から受ける配当は非課税となる。			
		株式等の譲渡	譲渡利益	通常の課税所得として20%で課税される。		
			譲渡損失	通常の損失と同様損金算入される。		
国外支店の所得の取扱い			国外支店の所得は本店の所得と合算して20%の税率で法人所得税が課される。			
CFC税制			現行の法制度はなし。			

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払いにかかる源泉税	・ 配当：10% ・ 利子：1% ・ ロイヤリティ：3% ・ 賃貸料：5% ・ 専門家報酬・その他のサービス報酬：3% ・ 賞金：5%
従業員の雇用にかかる税務等	社会保険 健康保険、年金、雇用保険の領域をカバーする。雇用主の負担割合は、被雇用者の月額賃金の5%（上限THB 750）。タイで雇用される外国人（駐在員を含む）に関しても、社会保障基金に拠出する義務がある。
付加価値税（VAT）	課税取引 タイで販売・消費される広範囲な物品とサービスおよび物品・サービスの輸入に対して課される。 税率 標準税率は7%である（物品の輸出や法人事業者が行う船舶や航空機による国際輸送には0%税率が適用される）。 課税期間 毎月 インボイス制度 VAT登録業者は、取引の際には常に、その種類、販売商品や提供サービスの価格、支払うべきVATの額などを詳しく記したインボイスを発行する必要がある。 申告期限および納付期限 VAT課税対象は毎月申告および納付する義務があり、期限は翌月の15日である（電子申告も可能）。 登録 VAT納税の義務がある個人や団体はすべて、事業開始前または収入が年間THB 180万に達した日から30日以内に、納税登録を行う必要がある。
印紙税	広範な文書に対して課される。固定額による印紙税は1文書当たりTHB 1～200。株式譲渡も課税対象とされ、譲渡価額に対して0.1%の税率で課される。
デジタル課税	2021年9月1日の税制改正により、国外からタイ国内消費者*向けにオンラインサービスを提供している提供者（電子商取引のプラットフォーム、モバイルゲーム、動画配信サービスなど）は、タイ国内企業と同様に、納税者登録の義務および付加価値税（VAT）の納税義務を負う。 *タイ国内の個人のほか、小規模事業者（VATの免税事業者）も含む



法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)

項目	対象		優遇措置内容	
	分類	対象業種	法人税の免除	その他の恩典
基礎恩典 (Activity-based Incentive) (Announcement of the Board of Investment No. 2／2557 (2014), Announcement of the Board of Investment No. 10／2560 (2017))	A1	国の競争力を向上させるデザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業	8年間 (免税額の上限なし)	- 機械の輸入税の免税（B2を除く） - 輸出用製品に使用する原材料の輸入税の免税 - 土地の所有許可 - 駐在員のワークパミットの優遇
	A2	国の発展に寄与するインフラ事業、国内投資が少ない分野での付加価値創出に高度技術を使用する事業	8年 (免税額は投資額 ^(*) を限度)	
	A3	すでにタイ国内に産業拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	5年 (免税額は投資額 ^(*) を限度)	
	A4	A1～A3の高度技術は使用しないが、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年 (免税額は投資額 ^(*) を限度)	
	B1	高度技術は使用しないが、バリューチェーンに重要な裾野産業	なし	
	B2			
基礎恩典 (Technology-based Incentive) (Announcement of the Board of Investment No. 2／2557 (2014), Announcement of the Board of Investment No. 10／2560 (2017))	〈対象事業〉 - バイオテクノロジー開発 - ナノテクノロジー開発 - 先端素材開発 - デジタルテクノロジー開発 〈要件〉 - 投資委員会が同意した製造工程または重点技術開発工程を有すること - 投資委員会が定めた教育機関または研究機関との協力形態で技術移転をすること		10年間※ (免税額の上限なし) ※投資委員会が奨励する技術イノベーションパーク内に立地する場合は免税期間を1年間追加	- 機械の輸入税の免税 - 輸出用製品に使用する原材料の輸入税の免税 - 研究開発に使用する装置や原材料の輸入税の免除 - 土地の所有許可 - 駐在員のワークパミットの優遇
基礎恩典 (Exemption on dividends) (section 34 of the Investment Promotion Act)	- 投資奨励により法人税が免除された利益から支払われる配当で、その法人税の免税期間終了日から6ヵ月以内に支払われるものは、その配当を受領する以下の株主の区分に応じ、それぞれの税金が免除される - タイ国内の法人：配当にかかるタイの源泉税および法人税 - タイ国内の個人：配当にかかるタイの源泉税および個人所得税 - 非居住者・外国法人：配当にかかるタイの源泉税 〈要件〉 配当を決議した株主総会の議事録および株主に交付する配当通知書に投資奨励により法人税が免除された利益から支払われる配当であることを明記する。			

(*) 投資額とは、工場の建設費、機械の購入代金および据付・試運転費用等を指し、土地の購入代金や運転資金は含まれない。



法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)

項目	対象分類	優遇措置内容		
		競争力の向上 研究開発や技術支援等の投資を行った場合	地方の分散投資 1人当たり所得が低い20県に立地する場合	工業用地の開発 工業団地または奨励工業区に立地する場合
追加恩典 (Merit-based Incentive) (Announcement of the Board of Investment No. 2/2557 (2014), Announcement of the Board of Investment No. 10/2560 (2017))	A1	研究開発や技術支援等の支出割合（収入に対する割合）または支出額に応じて、法人税の免税期間を追加	5年間の法人税の50%減免を追加	追加恩典なし
	A2		運送費および水道光熱費の10年間の二重の所得控除、インフラ投資額の25%の追加所得控除	
	A3			3年間の法人税の免税期間を追加
	A4			
	B1			
	B2	追加恩典なし	追加恩典なし	追加恩典なし

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、タイでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接タイで裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社がタイ税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、タイにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	- 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、タイの課税所得から控除できる（ただし、本社のオフィス賃料、水道光熱費、減価償却費等、別途通達で定められたものを除く）	- 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、タイの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる - 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある
駐在員事務所	- 駐在員事務所は、その活動が準備・補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない（ただし法人所得税の申告書の提出は必要） - 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	- タイでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - タイ国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、実際の活動内容で判定される。日泰租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、タイ法人所得税が発生する
出張ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる（ただし、累計で年間180日以上滞在する場合には、タイの居住者として個人所得税の納税義務が生ずる）	- タイ進出の規模は相当程度限定される - 出張者のタイでの活動によっては、日本本社がタイにおいてPEを有していると認定される可能性がある



PE課税 - PEの種類

PEの種類

タイのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦農場または栽培場、
- ⑧保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫



(日泰租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

- 外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
- (①常習代理人
 - ②在庫保有代理人
 - ③注文取得代理人)



(日泰租税条約第5条第6項)

3 建設PE

- 3か月を超える期間存続する建築工事現場、建設、据付け若しくは組立工事またはこれらに関連する監督活動



(日泰租税条約第5条第3項)

4 サービスPE

- 単一の工事または複数の関連工事について12か月の間に合計6か月を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動
(コンサルタントの役務の提供を含む)



(日泰租税条約第5条第4項)

MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、タイについて2022年7月1日に発効。

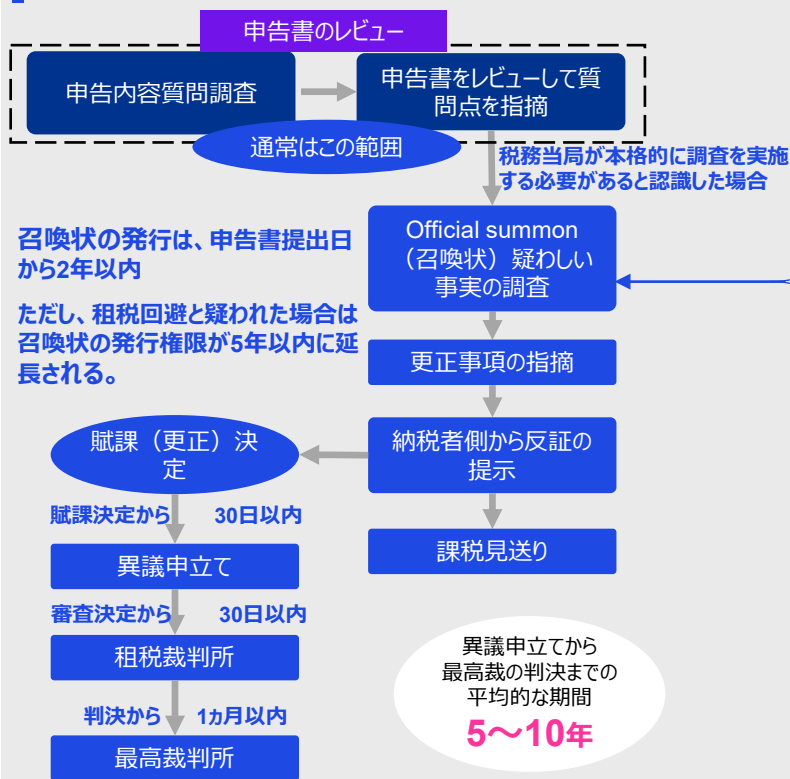
PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読替えおよび追加が行われている。

- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でないダメ）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- ・ 間接契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化） 12条

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス



税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象の抽出
 - a. 申告書のレビュー
申告書を提出すると当局の税務調査官が申告書をレビューし、電話、文書または税務署に出頭しての問い合わせが行われ、ここでミスや指摘事項があった場合は、基本的に修正申告を求められる。
 - b. 本格調査
重大な問題の発見もしくは重大な疑義の生じた場合または会社が修正申告に応じなかった場合、召喚状が発行され本格的な調査に発展する。
- ② 税務調査の大まかな流れ
召喚状が発行されると、法人所得税に限らずVAT、源泉税、印紙税といった広範囲の税目が対象になる。
調査官との質疑応答を重ね、調査終了時にアセスメントが発行される。
- ③ 対象税目・対象期間
法人所得税に限らず、源泉税やVAT、印紙税といった広範囲の税目まで税務調査の対象とされるとともに、召喚状を発行した日付で時効が停止される。
租税回避が疑われない限り、調査対象期間は通常、直近2年（重大な問題があると認められる場合、過去5年が対象になることがある）。

紛争解決手続き

- ① 更正内容に納得できない場合にはAppeal Committee（異議申立先の名称）に対して更正決定から30日以内に異議申立てが認められている
- ② 異議申立てが認められないか、審査決定の内容に同意できない場合には、租税裁判所に対して30日以内に提訴（アペール）が認められている
- ③ 租税裁判所の判決に同意できない場合には、租税裁判所の判決から30日以内に最高裁判所に控訴が可能とされている

当局の執行体制 歳入局（Revenue Department）

ただし、年間売上がTHB 20億以上の会社は原則として中央税務局（Large Tax Office）の管轄となる。年に1度、10月1日付で異動がある。

ホットトピック (税務調査の論点も含む)



01

駐在員のPE認定

論点： 駐在員は、タイ子会社の取締役・従業員としてタイ子会社のために労務を提供するため、本来はPEの議論は生じない。ただし、最近の調査では、駐在員を親会社の代理人等とみなして出向者給与負担金に対して、役務提供対価に対する源泉税やVATの納付を要求される事例が増加している。

対応策： 駐在員が、親会社のための役務提供を行っていないことを資料等で説明する。

02

中間申告

論点： 中間申告額は、原則として年間見積所得額に基づき計算する。年間見積所得が実際所得よりも25%以上低かった場合、「合理的な理由」（中間納税額が前年度の年税額の2分の1以上であれば、「合理的な理由」と取扱われる）がない限り、中間申告額の納税不足額に対して20%の延滞税が課される。

対応策： 中間申告時の見積りをできるだけ精密に行うか、前年度の年税額の2分の1以上を中間申告時に納付する。

03

税金の還付

論点： 源泉税やVATの申告書の提出の際、還付税額が発生した場合は、還付の為に必ず税務調査が発生する。現在、多くの企業が還付申請をしているものの、税務調査が始まらない、始まってでも還付されない等、多くの企業が還付遅延の問題を抱えている。

対応策： VATの場合、不動産を所有する会社（基本的に製造業）で輸出売上割合が50%以上であれば、優良輸出企業または登録輸出企業の認定を受けることで税務調査なしに還付を受けられる。（ただし、優良輸出企業等の申請時、並びに更新時（2年毎）に税務調査が実施されることになる。）

また毎月の申告が必要だが、還付発生時には、現金還付か翌月繰越しかを選択できるため、翌月以降でVATの納税が想定される場合は、翌月繰越しを選択する。ほかに還付申告の際に、還付申請額と同額の銀行保証を付すことで、手続きが迅速化される。

タイの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

タイにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	17
LF／MFの概要	18
国別報告書の概要	19
タイにおける特有の事項およびホットトピック	
調査に係るトピック	20
タイにおける移転価格税制の動向	21
課税後の対応に係るトピック	22
タイの課税事例	23

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	2002年5月16日移転価格に関する通達（Paw 113／2545号）発表。 （TRD職員向け内部通達の位置付け） 2018年9月27日移転価格関連税制法案が国民立法議会で承認、適用初年度は2019年1月1日に開始する事業年度となる。	
2. 関連者の定義	① 親会社／子会社／兄弟会社（判定基準は直接保有・間接保有合わせて持分比率が50%以上） ② 実質支配関係にある法人（資本・経営・支配権の観点より（歳入法典71条の2（2））	
3. 移転価格調査の時効	法人税申告書の提出日から5年間（歳入法典71条の3（2））	
4. 独立企業間価格の算定方法	下記算定方法のうち最も適切な方法を選定（歳入局長官告示400号） ① CUP法 ② RP法 ③ CP法 ④ PS法 ⑤ TNMM	
5. APA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 有り 日本 - タイ間の相互協議は通常年2～3回程度実施される



ローカルファイル（LF）の概要

1. 作成義務対象者	- 年間売上高が2億バーツ以上の法人は法人税申告書の提出期限（事業年度終了日より150日以内）までに関連者間取引に係る付表を提出することを要する。（歳入法典71条の3（1）） - 加えて、新移転価格税制においては、前述の付表提出義務者が税務当局に要請された場合、60日以内に移転価格文書を提出する義務がある（ただし、初回の提出要請に限り180日まで延長可能）。（歳入法典71条の3（2）） - なお、新移転価格税制における付表の提出対象初年度は2019年1月1日以降に開始する事業年度であり、12月末決算の法人であれば付表の初回提出期限は2020年5月30日となる。（法人税申告書の提出期限と同じ）
2. 作成期限	未定
3. 提出期限	- 現行のルールでは、税務調査において税務当局から移転価格文書の提出を求められた場合には7日以内に提出する義務がある。（延長交渉の余地もあり） - また、新移転価格税制においては、年間売上高2億バーツ以上の法人が税務当局に移転価格文書の提出を求められた場合には60日以内に提出する義務がある（ただし、タイ歳入局局長の承認を得た場合は120日、初回の提出要請は180日まで延長可能）。（歳入法典71条の3（2））
4. 作成言語	原則タイ語
5. 罰則	法人税申告書の提出期限までに所定の付表を提出しない場合、所定の期限内に税務当局に対して移転価格文書を提出しない場合、または提出した書類に不備がある場合には20万バーツを超えない範囲で罰金が科される。（歳入法典35条）

マスターファイル（MF）の概要

1. 作成義務対象者	ローカルファイルと同様
2. 作成期限	ローカルファイルと同様

国別報告書の概要



国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリングの場合のみ）

1. 作成義務対象者	直前会計年度連結総収入280億THB以上の多国籍企業グループで、かつ以下のいずれかに当てはまるタイに所在する構成会社等は、国別報告書を提出しなければならない - 最終親事業会社がその所在国において国別報告書の提出義務がない場合で、最終親会社が代理提出者を指定していない - 最終親事業会社の所在地国の税務当局と国別報告書の自動交換条約を締結していない、あるいは締結しているが国別報告書の提出期限までに有効となっていない（なお、現在日本とタイの間で国別報告書の自動交換条約は締結されていないが、近く署名が行われる見込みである。） - タイ税務当局から、最終親事業体または代理提出者の居住地管轄権の税務上のシステム障害が通知されている
2. 提出期限／作成期限	タイに所在する最終親会社（UPE）および適格代理親会社（SPE）の決算期から12ヵ月以内
3. 罰則	提出期限までに提出しない場合2000バーツの罰金が課される
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	Step1: 関連者間取引に係る付表において通知 Step2: 最終親会社の会計年度終了から12ヵ月以内に通知

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。



移転価格調査の対象となりやすい法人

調査リスクの所在

グループ間取引の内容

- 商品・製品の多くをグループ会社に販売している
- 原材料・部品の多くをグループ会社から購入している
- 多額の技術支援料・ロイヤリティ・サービスフィー・その他配賦費用等をグループ会社に支払っている
- 販管費に占めるグループ会社向け費用の割合が高い
- グループ間取引のセグメント損益の利益水準が第三者との取引セグメント損益の利益水準と比較して低い

利益率が低いまたは赤字

- 過去に赤字の事業年度がある
- 粗利益ベースで損失となっている
- BOIの投資奨励恩典による法人税の免除期間の終了後に利益率が悪化した
- BOIの投資奨励恩典となっている事業（免税事業）は利益が出ているが、そうでない事業（非免税事業）は損失となっている

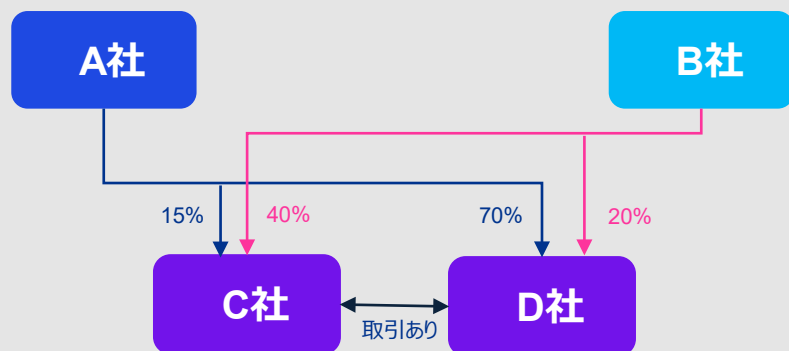
対応方法に ついての助言

- 通常、収益率が低い、または赤字の場合には要因分析を行い移転価格文書等で当局への説明資料を具備するなどの対応

タイにおける移転価格税制の動向（関連者の定義）



関連者の定義に関するタイ歳入局の見解



事実関係

- A社は、C社の資本を15%、D社の資本を70% 直接保有している
- B社は、C社の資本を40%、D社の資本を20% 直接保有している
- A社とB社の間に、資本関係や取引関係はない
- C社とD社は直接取引を行っている

タイ歳入局の見解（2022年3月にタイ歳入局が発表したQ&Aより）

同一の複数株主に保有されている法人で、当該複数株主の保有割合の合計が50%以上となる場合、被保有法人は関連者に該当する。

なお、複数株主間における資本関係や取引関係の有無は問わず、複数株主が個人の場合にも同様の考え方が適用される。

→C社から見てD社、D社から見てC社は関連者となり、C社とD社の取引は関連者間取引となる。

企業の留意点

- 複数株主（上記A社およびB社）間における資本関係・取引関係の有無を基準としていない点が日本における関連者の定義と大きく異なる
- 上記の見解は**従前のタイにおける関連者の定義の解釈と異なる**ものであり、日本本社側で関連者として認識していない法人がタイの移転価格税制上の観点から関連者となることも起きうる

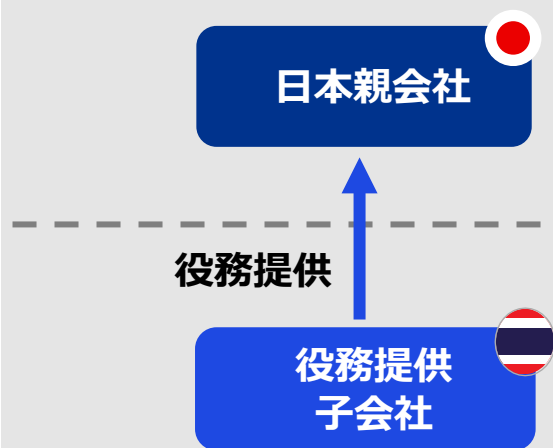
課税後の対応に係るトピック



対応的調整、二次調整について

対応的調整	国外関連取引における関連当事者の一方に対して移転価格課税が行われた場合や事前確認手続きにおいて、租税条約に基づく両国の権限ある当局間の相互協議を通じて合意がなされたときは、その合意内容に基づいて、他方の関連当事者の所得を減額すること（対応的調整）により国際的二重課税の排除が図られる。
二次調整	他方の関連当事者から一方の関連当事者に対して対応的調整に相当する部分の送金が行われない場合には、この対応的調整に相当する資産は一方の関連者ではなく、他方の関連者にとどまり、独立企業間価格で取引が行われたときと同一の状態にはならないこととなる。これを一方の関連者から他方の関連者に対する資産の流出と考え、その資産の流出を配当（または資産の流入の場合には出資）とみなし、源泉税（または資本税）が課せられることがあり、このような課税を二次調整という。
タイにおける源泉税課税	対応的調整としてタイ側で所得を減額する場合には、減額分についてみなしロイヤリティとして源泉税が課される。 対応的調整としてタイ側で所得を増額する場合には、増額分についてみなし配当として源泉税が課される。 なお、タイにおいて税務上の加算が発生した時点で配当がなされているという判断となるため、実際に配当相当を送金しても二次調整を防ぐことができない。
企業の留意点	相互協議を行う場合にも、対応的調整を行う際には別途源泉税を課されてしまうことまでを考慮して、税負担が低減するのかどうかを検討する必要がある。

タイの課税事例（セグメント損益）



①取引の概要

- ・ タイ子会社はグループのために情報収集等を行っている
- ・ 日本親会社は当該役務提供について対価を支払っている
- ・ タイ子会社はトレーディングに関する情報収集等も行っているが、サポートがメインであり、他の役務提供と機能の差もないことから、セグメント区分は行わず、単体損益での検証をおこなっていた。単体損益の検証では、利益率は独立企業間レンジに収まっていた

②課税の状況

- ・ 当局はトレーディングに関わる部署の損益を切り出し、当該セグメント損益については独立企業間レンジを下回っていると主張した
- ・ 納税者はトレーディングに関わる部署の機能・リスクは他の部署と同様であり、セグメント損益ではなく単体損益で検証をするべきであると主張したが、当該主張は認められなかった

③対応状況

- ・ 納税者は、金額規模も大きくないことから、課税を受け入れ納税を行った

企業の留意点

- ・ 移転価格上、セグメントごとの検証を行うことが原則であるため、セグメントを分けて一括で検証を行うことが適切であると主張する場合には、事実関係等を整理し、当局に説明を行うことができるよう準備しておく必要がある

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。
ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.